

## 第4回水道事業審議会会議録（要旨）

期 日 平成23年8月29日（月）午後1時30～3時20分

場 所 市役所榛原庁舎5階庁議室

出席者 審議委員13名

市：副市長 建設部長

水道課（課長・西下・不知・福代・渥美・高橋）

コンサル：大場上下水道設計㈱1名

### □ 開 会

### □ 会長挨拶

残暑厳しい中をご参集いただき有難い。本日議事は次第にあるように、料金改定案についてと牧之原市水道事業への提言骨子案について、皆様のご審議をいただく予定である。

だいぶ審議も大詰めに近づいてきている。委員の皆様には、審議がスムーズに進行できますようにご協力をお願いしたい。

### □ 副市長挨拶

本来は、市長が出席すべきところであるが欠席のため、簡単に挨拶をさせていただきます。昨日は、県下の総合防災訓練があり、牧之原市も県の想定に従って大規模な防災訓練を実施した。東日本の震災を目の当たりにして、訓練も真剣に取り組んでいただいたと思っている。

委員の皆様には、これまで3回の審議会でご議論をいただいているが、市民生活にとって密接な水道事業であるので貴重な意見を賜りたい。9月2日からは市議会が始まる。水道事業会計も一般会計と共に決算議会ということで審議となる。平成22年度の決算は、水の使用は前年に比べ若干増えたが、金額的には2000万円位の赤字であり、平成20年度から3年連続した厳しい状況となっている。このような状況の中でも、災害に強い水道施設の基盤整備は必要であるので、是非、忌憚のないご意見をお願いしたい。

## □ 議 事

### (1) 料金改定案について

#### 説明概要

- 前回 3 案を提示したが、算定期間中に収支を維持できる案は C 案のみである説明した。
- C 案でも、今後安定した給水を維持するための資産維持率は、5 年間で 1%程度しか確保できないが、口径 20 ミリでは、20 数%の値上げとなるため、今日は、同じ家庭用の 13 ミリとの不公平感が出ないように、また、将来の水需要予測を家庭用の 13、20 ミリで、毎年 0.5%減少する見込みで、総括原価を賄える料金改定案を提示させていただく。
- 本日提示の改定案は、家庭用の 13、20 ミリの基本料金を 1,600 円として、20 ミリの値上げ率を抑えた案であるが、C 案と遜色のない収入が確保できるものである。平均改定率は、11.88%となる。
- 前回も議論となった資産維持率の計上の有無であるが、資産維持費を確保しなければ料金は若干ではあるが下げることが可能である。しかし、資産維持費は、今後の施設の更新のための財源であり、安定給水の持続のためには、事務局としても最低限（5 年で 1%・年 0.2%）は確保すべきと考えている。
- 内部留保資金の目標額は 7 億円としている。この財源は、企業債の償還や建設改良の財源となるが、不足の事態に備えた財源でもある。事務局では、その目標額を定めるにあたっては、1 年間の受水費と企業債の元利償還を合わせた額を目標値とした。今回の改定案では、この目標額には届かないが、6 億 4 千万円が確保できる試算をしている。
- 今後の経営を安定させるために、必要最小限の改定案を提示するものであるので、ご審議をいただきたい。

## 質 疑

委 員：市民が使っている口径で一番多いのは 20 ミリか？

事務局：13mm ミリである。

委 員：それは（給水件数の）何割くらいか？

事務局：1 年間の全体の給水件数は 94,998 件で、13 ミリは、その内の 82,266 件である。（資料 3 ページの表の件数欄に記載）

会 長：基本的には、前回審議した C 案を元に、収入の条件や、口径 13、20 ミリについては、人口減少も考慮し、毎年度 0.5%ずつ減少していくというような見込みの計算である。もう一つは、口径の 13、20 ミリの家庭

用で使われる口径について、20 ミリの基本料金を大幅に下げて、13 ミリは若干上げる形で 1,600 円に統一したところが、本日の提示の新しい改定案で、減価償却も精度を上げて試算しており、資産維持率も年 0.2%、5 年間で 1%ということである。

この結果として、表（資料 12 ページ）のような料金アップになるわけだが、この案だと、水道事業会計として利益も出るし、今後の内部留保も 7 億円ほど確保できるということで、将来に備えた健全経営の体制ができるということであるが委員の皆様の見解を伺いたい。

消費者の女性の方々はどうか？

委員：これくらいの値上げなら仕方がないかなというところ。差額として、525 円高くなったとしても、今後のことを思えばそれでオッケーかなと思う。

委員：榛原地区では数字的に見て、525 円（13 ミリの標準使用水量）と 688 円（20 ミリの標準使用水量）くらいで収まりきれれば良いと思う。

委員：この表で 1 ヶ月分がこれだけ上がるということは、結局 2 ヶ月だこの倍になるっていうことですね、値上げをしなければやっていけないという状態の中で、維持費が 0.2%で 5 年間で 1%で先々維持できるのか？私たちより先の年代の人たちにまた負担がかかることはないか？

事務局：今回の料金改定は、算定期間を平成 24 年度から 28 年度の 5 年間とする中での資産維持費であり、今後、社会情勢等の変化もあるので、5 年後に見直す時点には、再度、どの程度の率が妥当かを議論する必要性があると思われる。今回は必要最低限として 0.2%は確保したい考えである。

会長：資産維持率の 0.2%は、何のために使うものなのかももう少し説明をお願いします。

事務局：例として、耐用年数が 40 年の水道管は、40 年後の更新時のために減価償却費を貯めていくが、更新時において同じ金額で同じものが作れるかということ、物価上昇もあり不可能である。資産維持費は、このように物価上昇に対応するための貯金という意味合いのものと理解していただくとうわかりやすい。

会長：今、女性委員の方から生活実感から見て値上げの金額はどうかと伺ったが、他の委員のみなさんはいかがか？大きい口径を使う企業のみなさんはどうか？

委員：今回の料金改定案では、一般家庭の負担が大きく、口径の大きい所は上げ幅が小さい。ご家庭の皆さんに負担をかけることに頭が下がる思いである。13 と 20 ミリの基本料金を統一した経緯は、上げ幅を平均化

する考えからと思うが、不公平感がないかということをお伺いしたい。

事務局：合併時に13ミリと20ミリの基本料金を統一した経緯があり、ここで、再び分けてしまうのもどうかと考えるもので、更に20ミリの負担軽減のために統一したものである。

委員：この資料により試算したが、この上げ幅ならどうにか協力していけるだろうという感覚はある。

事務局：合併時に、旧相良町の一般家庭用の基本料金と従量料金を旧榛原町に合わせ統一したが、その時の値下げ率が今回の値上げ率と同じくらいである。旧相良町の方にとっては合併前の料金に戻るといった感覚である。

委員：会計的にやっていけないと困る。減価償却の0.2%は最低維持していかなければいけないと将来的にも緊急時も困るかなと思う。是非とも健全経営でお願いしたい。

委員：資産維持費は、通常だと3%の確保が一般的であるが、改定案では、年0.2%という非常に小さい数字ではあるものの、これまで計上しなかった項目が入るので良いと思う。本来ならもう少し高くても良いのでは。内部留保資金が、7億円確保されるということであるが、建設改良等の自己財源といったほうが企業債を借入れるより有利な点で、この確保額は妥当だと思う。平成29年度以降は、企業債を7割充当することだが、7億円を確保した後は、充当率をもう少し低減させていく形になるのか？

事務局：内部留保資金は7億円を目標にして、企業債の借入れは極力抑制していきたいと考えている。

会長：全体的にみてどうか？

委員：今日の配布資料の中にも企業努力による経営コスト削減というのがあるが、職員数の削減では、平成17年の15人から現在は9人ということで、非常に少数化した中で、一人何役もやらなくてはいけないというような多忙な業務をされていると思う。

企業債については、補助金免除繰上償還ということで、経費削減の努力をされているということであるが、まだ残っている起債もあると思うので、更に借換債等の申請も考えていただきたいと思う。そうすることにより、平成29年度以降の料金改定がゼロになるのかなと思う。ただ、平成29年度以降は、その時にならないとわからないという話であるが、その時代の方とこの5年間の現状の方の格差がないように、5年後、10年後の長期的な見通しを一度立ててもらった方が疑問が解消されると思う。

会 長：牧之原市の水道料金の算定要領により、5年経ったらもう一度見直しをするということと、その間の経済情勢の変化もあるし、長期計画も視野に入れた見直しになってくると思うがどうか？

事務局：長期的な事業については、内部で十分に検討した計画があり、その計画に沿って、今算定期間中の事業として盛り込んである。次回の見直し時においても、その事業計画を踏まえて行うことになる。

委 員：数字を見る限りでは、純利益も毎年マイナスにはならないということで、家庭を守る女性のみなさんもこれくらいならというようなご意見でもあるし、私も良いかと思う。

委 員：このような試算で料金を上げざるをえないという状況がわかるが、各家庭においては値上げとなると、さらに節水等で需要自体が減っていき、全体の総収入が厳しくなってくるのではないか。企業債の繰上償還の利率をみると驚くが、この点を改善したらと思うがどうか。

事務局：企業債の繰上償還は、繰上償還をすると逆に保証金を払うという制度上の問題もあるが、今後、コスト節減になるような有利なものがあれば積極的に活用していきたい。

委 員：水道業者としては、料金改定案に賛同をしていただき有難く思っている。

委 員：主婦のみなさんにも、料金が高いという言葉はなく賛同していただき有難く思う。他の委員の方にも、業者として、今後、水道管の維持管理等を行っていくうえで、料金改定には賛同いただきたいと思う。

会 長：一通りご意見を伺った。

家計の方にはご負担をかけることになり、一方では大切に水を使うようになり節水になるかという話もある。水道料の大半を占める一般家庭の方に対する説明をして、ご理解をいただくことが大事なポイントとなると思う。事務局の説明にもあったが、相当に精度を上げて原価面も検証したうえでの改定案とのことであるし、審議会としても、この案に了解するということがいかか？副会長のご意見も伺いたい。

副会長：この改定案により、資金をある程度見込めるということであるし、水道の節水も図りながら皆さんで協力して取り組めばいいかなと思う。委員の皆様のご意見と一緒に私も賛成する。

会 長：それでは全員の皆様のご賛同をいただきということで、審議会として、この料金改定案を採用いたします。

確認事項であるが、料金改定C案の場合は、口径20ミリを使用されている方の負担額が課題となるため、改定案は、合併時に家庭用として統一された経緯もあり、口径13ミリと20ミリの基本料金を同額で設

定した場合、総括原価に見合う基本料金は 1,600 円（税抜き）ということ。

また、資産維持率を年 3%、0.6%、0.2%で試算したグラフがあるが、年 0.2%を超えると、さらに料金の値上げ幅を大きくしなければならぬので、年 0.2%とすることをご了解をいただくものである。

工業用水の導入による減収分を一般会計から補てんするか否かの件については、現段階では難しい問題であるので、審議会の答申書の中で要望する形にしたいと思う。これについては議事の提言骨子案で掲載をするので、そこでもう一度検討していただきたい。

## □ 議 事

### (2) 牧之原市水道事業への提言骨子（案）について

#### 説明概要

- 審議会に諮問させていただいた、経営基盤の強化についてと水道料金の統一と料金改定についての2つの項目の答申に向けて、意見を集約する段階となってきた。
- これまでの審議会において決定された事項や本日の議事の内容を踏まえて、答申書の骨子となる部分をまとめた。答申書の雛形は、別紙のようなイメージとなる予定。
- 提言骨子（案）に記載の内容についてご意見をいただきたい

## 質 疑

委 員：2番の(3)で水道料金を平均〇〇%と書いてあるが、平均料金というのは13ミリ～100ミリまでの平均なのか、13ミリと20ミリの平均なのか、トータル的な平均かを記載する必要があるのではないかと？

水道料金を別紙「水道料金表」のとおりとするとういことでもいいのではないかと？

事務局：平均改定率ということで、総収入が現行料金と比べてどれくらい増えたかという改定率の11.88%がここが載ってくるものと考えていますが、ここは、審議会の考え方となりますので…。

会 長：水道料金を別紙「水道料金表」のとおり改定するとして、改定率を記述しなくても良いのではという意見があるがどうか？

委 員：答申する以上、改定率は出すことは普通だと思う。

委 員：例えば菊川市ではどのようになっているか？

事務局：菊川市の例ではないが、手元にある佐世保市のものは、平均改定率 30

数%というような標記もある。答申書としては、改定率何%ということに記載したものが多い。

会 長：最終的に、市が報道にする時には、平均何%の引き上げとか、改定率は何%という形で出てくるのか？

事務局：新聞等で報道される場合は、料金改定率が何%という表現が多い。他の水道事業体の料金改定資料を見ても、改定率や水道料金を平均何%引き上げるというような表現である。

会 長：私どもが答申する方なので、皆さんのご意見で決めたいと思う。率を載せるのか載せないのかということですが。

副会長：改定率というのは、一般的に聞きなれない言葉だと思う。載せるとするなら、(3)で水道料金改定率を11.88%とし、(4)で水道料については「別紙水道料金表」のとおりとする形にしたらどうかと思う。

会 長：副会長のご意見でしたが、(3)のところに改定率、(4)で水道料金を載せるのか、(3)の下に行を変えて水道料金という形にしてもいいかなと思う。平均何%という表現はやめて改定率として11.88%とする、水道料金は「別紙水道料金表」のとおり改定するというような表現でよろしいか？事務局のほうで、もう一度そのような表現に直したものを再提示してもらってもよいか？

事務局：次回、提示させていただく。

会 長：他に、ご意見ご質問はないか？

委 員：3の(2)であるが、当初、工水の減収分を料金に反映させるか否かという話があったが、(2)は今の審議した料金表の中には、工水の減収分は入っていないということで良いのか。その他の付帯意見として、一般会計から是非出してくださいという考え方で、仮に一般会計から補てんされた場合は、将来的な安定給水の確保の為の費用にすることよろしいか？

事務局：そのような考え方になっている。

会 長：工水導入の減収分について意見があったが、他の委員の皆さんもこのような表現でよろしいか？災害時の復旧や将来的な安定給水のための費用等に充てることという表現であるがどうか？。

事務局：料金改定を抑える形の補てんだと、具体的に補てん額が確定しないと料金改定の話は全く進まない状況になる。改定案は、必要最小限の0.2%という資産維持費であり、本来なら年3%の資産維持費が標準であり、必要とするところである。改定案は、最小限の維持費を確保しながら、不足分は、一般会計からの補てんに向けて関係部局と協議調整すべきという形にまとめたものである。

会 長：補てん分は、将来のために備えるということによいか？

事務局：仮に補てんが可能だとなれば、災害等の不足の事態へ対応や、次回の料金見直し時には値上げをしなくてもいいという形になるかもしれないので、将来の備えという意味合いで良いと思う。

会 長：直接、水道料金には反映していないということであるが良いか？

委 員：異議なし（全員）

会 長：（3）のところでスケールメリットを考慮し、将来的に広域化による事業経営を検討するとは、わかりやすくいうとどういうことか？広域化というのはどの程度の広域か？

事務局：給水人口が 5 万人程度の同規模水道事業体は、全国的な傾向として、経営が厳しくなっており、スケールメリットを考えれば、広域化することが経営の合理化と効率化に繋がる。この考え方は、水道事業界の流れでもあり検討が必要と考えている。

広域化の規模は、広域企業団の構成市や榛南地域という枠組みもあるが、どのような枠組みの場合にメリットがあるのか検討する必要があるということで記述している。

会 長：他に意見がなければ、この骨子案を答申案の核として進めていきたいが、了承いただけるか？

会 長：委員全員の了承いただいたということで、以上で本日の審議を終了させていただきます。

その他 第3回審議会議事録の確認

閉 会